



看護職の皆さまへ

より良い看護実践のために
病院経営に貢献するために…

“いい看護がしたい” “安全で安心な環境で、より良い看護を提供したい”

看護職が願い、現場で実践してきた看護は、いま着実に診療報酬で認められるようになりました。

一方で、日々の看護が適正に診療報酬として算定されるため
には、「施設基準」を遵守することが求められます。「適時調査」
における施設基準項目の不備は多額の返還金となり、病院経営
に大きな損害をもたらします。

看護職が施設基準の理解を深めることは、より良い看護実践
を継続していくためにとても大切です。

さらに適時調査におけるリスクを回避することができ、病棟
運営、病院経営に生かすことにもつながります。

**「いい看護実践」と「病院経営への貢献」を目指して
あなたも「施設基準管理」を学んでみませんか？**

皆さんは「施設基準」という言葉を知っていますか？

施設基準って何??

マンションの建築基準のこと…?

いえいえ、違います。



保険医療機関が算定可能な診療報酬の多くに細かく決められている項目・要件が「施設基準」です。施設基準は、配置人数、資格要件、研修要件、施設の広さ、特定の患者の割合、研修の受講、委員会の設置や開催など、多岐にわたっており、それらの基準を満たして、地方厚生局に届出を行い、受理されれば診療報酬を算定できる仕組みです。

一方で、厚生局による定期的な適時調査や個別指導などにより、届出内容や算定要件が遵守されているかについて、調査・指導が行われ、不適切な場合は診療報酬の返還命令が出されます。

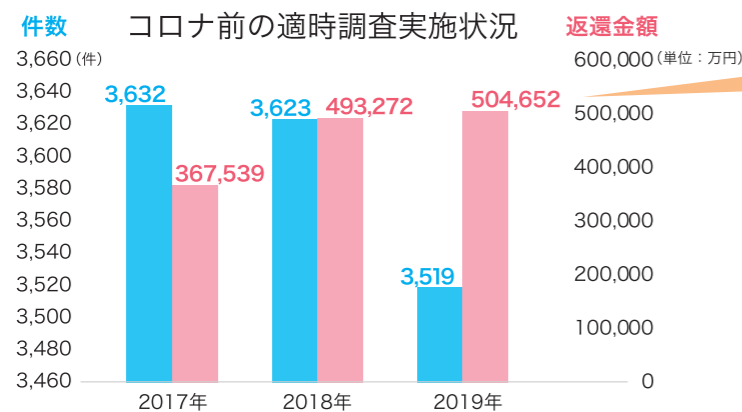
特に、入院基本料に係る看護配置を管理する「様式9」*などに不備があった場合は、多額の返還金が発生することから、病院経営に大きな損害をもたらすことさえあるのです。各医療機関では健全な病院経営をするうえで、施設基準を正しく理解し管理・運用できる看護師、看護管理者が求められています。

*「様式9」：看護職員および看護要員の配置や看護師比率、月平均夜勤時間数等を確認・管理する届出添付書類で、施設基準の毎月の充足管理の要となる重要な書類

「適時調査」で多くの病院が指摘されている事項 (例)

- 勤務時間の計上に誤りがあり、1日あたりの看護配置数が誤っている。
- 入院基本料に係る様式9の作成において、病棟勤務時間の計上内容等に誤りが見受けられたので、改めること。
- 看護職員中の看護師の比率の計算に誤りがある。
- 看護職員夜間配置加算では、各病棟における夜勤を行う看護職員の数について、3人以上の数の看護職員が配置されていないので、速やかに辞退の届出を行うこと。
- 看護職員夜間配置加算について、夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理に関する項目のうち、4項目を満たしていないので、速やかに辞退の届出を行うこと。

2022年から対面での適時調査が復活。看護に関する指摘事項もたくさんあります。今から看護部門でも適時調査に備えませんか。



【出典】厚生労働省：令和3年度における保険医療機関等の指導・監査等の実施状況

適時調査で返還金が増えています。

2019年は50億円以上もある…



看護職がかかわる施設基準は、現在60項目以上も!!

看護職員等の配置に係る診療報酬項目 (例)

区分	項目名
入院基本料等加算	患者サポート体制充実加算 褥瘡ハイリスク患者ケア加算 認知症ケア加算 入退院支援加算
医学管理等	がん患者指導管理料 イ・口 院内トリアージ実施料 外来腫瘍化学療法診療料 相談支援加算 (療養・就労両立支援指導料の注)
注射	外来化学療法加算
リハビリ	リンパ浮腫複合的治療料
手術	人工肛門・ 人工膀胱造設術前処置加算

看護職員の配置が必要なチーム医療に関連する診療報酬項目 (例)

区分	項目名
入院基本料等加算	緩和ケア診療加算 栄養サポートチーム加算 医療安全対策加算 感染対策向上加算 呼吸ケアチーム加算 術後疼痛管理チーム加算 認知症ケア加算
医学管理等	糖尿病合併症管理料 外来緩和ケア管理料 糖尿病透析予防指導管理料 外来排尿自立指導料
在宅医療	在宅患者訪問褥瘡管理指導料

◆「適時調査」では、月平均夜勤時間数、看護師比率、看護日誌、会議記録、チームの名簿、看護職の経験年数、業務マニュアル、研修実績、診療計画書、カンファレンス記録など届出要件に関する詳細な根拠資料が求められます。

「施設基準管理士」をご存じですか？

適正な病院経営には施設基準の届出等を総合的に管理・運用する専門的な知識とスキルを持ったマネジメント職として、「施設基準管理士」は一般社団法人日本施設基準管理士協会が認定する専門職の資格です。現在、全国に約1,000人が活躍しています。最近では看護師、看護師長、看護部長らが続々と資格を取得しています。

看護管理者にとっての施設基準管理士

医療法人社団銀杏会 統括看護部長 村上 佳世
さっぽろ銀杏会記念病院
北広島希望ヶ丘病院



基準看護の時代から「7対1入院基本料」の新設まで、看護師の人数や割合を調整する“数の管理”が看護管理者にとっての施設基準管理でした。しかし、「重症度、医療・看護必要度加算」により看護ケアの評価が始まり「認知症ケア加算」「排尿自立支援加算」など、患者の病状や病態に応じたケアが評価されるようになりました。

また「入退院支援加算」や「看護補助体制充実加算」では、チーム医療やタスクシフトが評価され、看護提供体制の整備や構築が求められるようになりました。さらに医療機能の分化を推進するための制度改革により、入院基本料にかかわる病床区分が細かく分けられ、施設基準も複雑化しています。看護管理者には、この複雑化する施設基準を理解し、適切な人員管理とより良い看護実践を行うことが求められています。

私は2020年に「施設基準管理士」の資格を取得しました。日本施設基準管理士協会から、次回改定の事前情報や改正速報など、多くの情報を得られるうえ、会員相互の情報共有も行われています。

ポストコロナの時代、超高齢化社会やIT化など多様な変化に対応し、新たな戦略を立てていくことは、看護管理者の責務であり、「施設基準管理士」の資格は、看護管理者の強みになると思います。

委員会を設置して施設基準を管理

社会医療法人青雲会 青雲会病院
副院長 兼 看護部長 今村由美子



毎年、診療報酬の返還金为全国で数十億円という記事を読み、施設基準管理の大切さを痛感。多職種とともに正確で安全な診療報酬の請求を行うため、院内に「施設基準管理委員会」を設置し、私自身も「施設基準管理士」の資格を取得しました。

委員会のメンバーは、管理部長、看護部長、リハビリ部課長、医事課長、MSW主任などで、月1回、各自が関係資料を持ち寄って要件の確認、適時調査の情報共有、新たな基準取得など、さまざまな角度から検討しています。

この委員会で日常的に情報共有ができ、退職、病休、産前産後休暇、コロナ禍での自宅待機などで人員が不足する中でも他部署の協力が得られ、早め早めに対応できる体制や多職種の働き方改革にも成果がありました。

施設基準は「知らなかった」「聞いていない」「見なかった」では済まされません。病院の経営を揺るがす重要な管理業務と肝に銘じ、外部との交流を増やし、情報共有し、学習を継続して病院に貢献したいと思います。

今、当院には3名の「施設基準管理士」がいます。今後も資格取得者を増やし、専門分野として活躍してほしいと思います。

「施設基準管理士」にチャレンジしてみませんか？



看護職が施設基準の理解を深めることは、より良い看護実践を継続していくために大切です。さらに適時調査におけるリスクを回避することができ、病棟運営、病院経営に生かすことにもつながります。

あなたもぜひ「施設基準管理士」にチャレンジしてみませんか？

第6回 施設基準管理士認定試験

認定試験日：2023年11月25日(土)

申込期間：2023年8月1日(火)～9月29日(金)



◀詳細は当協会ホームページをご覧ください。

※認定試験は毎年11月の最終土曜日に実施しています。

公式テキスト

施設基準パーフェクトブック 2022年度版

「施設基準管理士養成eラーニング講習」の教材でもあり、認定試験に持ち込み可能なテキスト。基礎知識、届出や要件、理解促進のための練習問題などを掲載しています。

「施設基準チェックリスト」「適時調査 調査書」ほかExcelデータダウンロードの特典付き。施設基準管理士試験に合格したい方はもちろん、日々の実務で活用するための一冊です。



- 一般社団法人 日本施設基準管理士協会 編
- 価格：13,200円(税込)
- 発行：経営書院



◀テキストの詳細・お申し込みはこちらから

講習会

2023年度 施設基準管理士養成eラーニング講習

施設基準の届出と管理の基礎的な知識だけでなく、施設基準管理士認定試験に向けた学習の要点を習得できます。好きな時、好きな場所で認定試験に向けた試験勉強のポイントを学べます。

*試験対策の学習サポート「認定試験対策講座」も追加でお申し込みいただけます。

対象：「施設基準管理士」認定試験の受験を考えている方/
施設基準管理について基礎から学びたい方

申込期間：2023年7月3日(月)～10月31日(火)

受講期間：2023年8月1日(火)～11月24日(金)

受講料：30,800円(税込)

*本講習は別途、公式テキスト「施設基準パーフェクトブック2022年度版」が必須です。

※eラーニング講習は毎年8月から試験の前日まで開講しています。



◀講習会の詳細・お申し込みはこちらから

日本施設基準管理士協会 概要

- 名称：一般社団法人 日本施設基準管理士協会
- 設立：平成30年(2018年)1月

●事業内容

1. 施設基準および施設基準管理に関する研究
2. 施設基準管理に関する資格認定事業
3. 施設基準管理に関する資格取得の支援事業
4. 施設基準に関係する団体との協力事業
5. 学術大会、講演会、展示会等の開催
6. 施設基準に関する書籍、雑誌等の刊行
7. その他、本法人の目的達成に必要な事業

施設基準管理士

検索



一般社団法人
日本施設基準管理士協会

The Japanese Association of Healthcare Facility Standards Management

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-1 三宅坂ビル TEL: 03-5860-9821 FAX: 03-5860-9868